別表六の二（十八）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の３第１項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の３第１項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額　(1)」の欄は、各連結法人の法第81条の18第１項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額に令第155条の25第１号（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）の法人税の税率を乗じて計算した金額を記載すること。

3　「連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額　(20)」及び「連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額　(21)」の各欄の記載に当たつては、別表六の二（十八）「５」の欄に外書きした金額がある場合には、当該金額を「別表六の二（十八）「５」」に含めて計算すること。

別表六の二(十九)付表を削る。

別表六の二(二十)の表中

「取得価額の合計額（別表六の二(二十)付表「9」の合計）」を「取得価額の合計額（別表六の二(十九)付表「9」の合計）」に、

「個別帰属額基準額 (2)×20/100－(別表六の二(十二)「8」)　6」を「個別帰属額基準額 (2)×20/100－(別表六の二(十一)「8」)　6」に、

「個別帰属額基準額 (2)×20/100－(別表六の二(十二)「8」)　個別帰属額基準額の残額 ((13)又は((13)－(8)))－(別表六の二(十二)「16」)－(別表六の二(二十一)「9」)」を「個別帰属額基準額 (2)×20/100－(別表六の二(十一)「8」)　個別帰属額基準額の残額 ((13)又は((13)－(8)))－(別表六の二(十一)「16」)－(別表六の二(二十)「9」)」に、

「連結所得の金額」を「連結所得の金額（別表四の二「55の①」）」に、

「総調整前連結税額基準額 (23)×20/100－(別表六の二(十二)「25」)　24」を「総調整前連結税額基準額 (23)×20/100－(別表六の二(十一)「25」)　24」に、

「調整前連結税額超過構成額（別表六の二（三）「７の⑳」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二（三）「７の⑱」）」に、

「総調整前連結税額基準額 (23)×20/100－(別表六の二(十二)「25」)　総調整前連結税額基準額の残額 ((28)又は((28)－(25)))－(別表六の二(十二)「32」)－(別表六の二(二十一)「26」)」を「総調整前連結 (23)×20/100－(別表　総調整前連結 ((28)又は((28)－(25)))－(別表六の二(二十)「26」)」に、